

第98期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年6月29日（火曜日）
午前10時

開催場所 東京都目黒区三田一丁目13番2号
ザ・ガーデンホール
(恵比寿ガーデンプレイス内)

● 議案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

目次

■ 第98期定時株主総会招集ご通知 ……	2
(添付書類)	
■ 株主総会参考書類 ……	6
■ 事業報告 ……	27
■ 連結計算書類 ……	49
■ 計算書類 ……	51
■ 監査報告書 ……	53

株主総会ご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

 **日油株式会社**

証券コード：4403

ご挨拶

平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当社の第98期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

当事業年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、急速に景気が悪化しましたが、当期末にかけて、一部では持ち直しの動きがみられております。しかしながら、変異型ウイルスのまん延により、経済活動の制限が強化されるなど、経済の先行きは不透明で厳しい状況が続いております。

当社グループは、次の飛躍に向け、2020年を起点に「NOF VISION 2025」を策定いたしました。前半3年間の「2022中期経営計画」をStage I・基盤強化ステージ、後半3年間をStage II・収益拡大ステージとし、成長分野への積極投資の推進や、収益力の強化などの取り組みを推進してまいります。また、新型コロナウイルス感染症に対しては、引き続き生産活動をはじめ販売や物流機能の維持に努めるとともに、各種の感染防止対策を講じてグループ社員ならびに関係者の皆様の安全確保に努めております。

当期におきましては、連結売上高および連結営業利益は前期の実績を下回ったものの、連結経常利益は前期並みを確保し、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期の実績を上回ることができました。

当社グループは、目指す3分野「ライフ・ヘルスケア」「電子・情報」「環境・エネルギー」において市場ニーズの変化に柔軟に対応し、さらなる新製品・新技術開発の加速、生産性の向上に取り組んでまいります。今後も、人と化学の力で新たな価値を創造し、すべてのステークホルダーの皆様の信頼にお応えし続けることで、安心して豊かな社会の実現に向けて挑戦してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長
宮道 建臣

(証券コード4403)
2021年6月7日

株 主 の 皆 さ ま へ

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

日油株式会社

代表取締役社長 宮道建臣

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目13番2号
ザ・ガーデンホール（恵比寿ガーデンプレイス内）

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第98期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第98期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

4. 議決権の行使について

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに**到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、**2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに**議案に対する賛否をご入力ください（4、5ページをご参照ください）。

なお、書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使としてお取扱いいたします。インターネットによる方法で複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nof.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - (1) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - (2) 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nof.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は、株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会日時 **2021年6月29日（火曜日）午前10時**
(受付開始は午前9時を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
株主総会当日は、資源節約のため、本「招集ご通知」をお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合



書面によるご行使

行使期限 **2021年6月28日（月曜日）午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するよう、ご返送ください。



インターネットによるご行使

[詳細につきましては次ページをご覧ください。](#)

行使期限 **2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

[議決権行使ウェブサイト](https://soukai.mizuho-tb.co.jp/) : <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- ② インターネットによる方法で複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用のご案内

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。


議決権は、株主さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける方

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

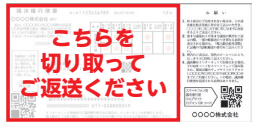


また、議事資料として本冊子をご持参ください。

株主総会開催日時 2021年 **6月29日** 午前10時

ご郵送で議決権を行使される方

同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示のうえご返送ください。



早期投函のお願い
行使期限後に到着する議決権行使書が多数あります。お早めにご投函ください。

行使期限 2021年 **6月28日** 午後5時30分到着

インターネットで議決権を行使される方

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年 **6月28日** 午後5時30分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使コード、パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

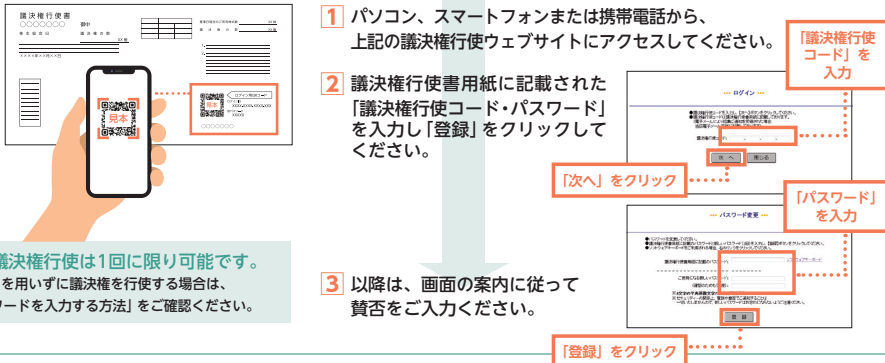
- スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。
- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

上記のQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。再行使する場合、またはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード・パスワード」を入力し「登録」をクリックしてください。
- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識し、財務体質の充実と経営基盤の強化を図るとともに、配当額の向上に努めております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき41円（総額3,397,640,234円）

なお、中間配当金（1株につき39円）を加えまして、当期の年間配当金は、1株につき金80円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

1. 変更の理由

当社は経営環境の変化に的確に対応し持続的な企業価値向上を図るため、コーポレートガバナンスの強化を重要な課題と認識し、その実効性の確保に努めております。

今般、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を保有すること等により取締役会の監督機能を一層強化し、また機動的な意思決定を可能とすることで経営の効率性を高め、コーポレートガバナンスのさらなる向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行います。

また、その他法令改正に伴う字句の修正等所要の変更を行います。

なお、本定款変更につきましては、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(4) (条文省略)</p> <p>(5)工業薬品、医薬品、医薬部外品、医療用材料、医療用具、動物用医薬品、農業薬品、化学薬品、化粧品の製造</p> <p>(6)～(25) (条文省略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5)工業薬品、医薬品、医薬部外品、医療用材料、医療機器、動物用医薬品、農業薬品、化学薬品、化粧品の製造</p> <p>(6)～(25) (現行どおり)</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、12名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、12名以内とする。</p> <p><u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>
<p>(新設)</p>	

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p><u>3 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p>
<p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>(役付取締役等) 第23条 取締役会は、その決議によって役付取締役等を定めることができる。</p>	<p>(役付取締役等) 第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から役付取締役等を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集) 第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、各取締役および各監査役の同意を得て、この期間をさらに短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集) 第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、各取締役の同意を得て、この期間をさらに短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第28条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第28条 } (条文省略) 第29条</p>	<p>第29条 } (現行どおり) 第30条</p>

現行定款	変更案
(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第31条（条文省略）	第32条（現行どおり）
第5章 監査役および監査役会	(削除)
(監査役および監査役会の設置)	(削除)
第32条 当会社は、監査役および監査役会を置く。	(削除)
(監査役の選任)	(削除)
第33条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(補欠監査役の予選の効力)	(削除)
第34条 補欠監査役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。	(削除)
(監査役の任期)	(削除)
第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。	(削除)
(常勤の監査役)	(削除)
第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。	(削除)
(監査役会の権限)	(削除)
第37条 監査役会は、法令で定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。	(削除)
(監査役会の招集)	(削除)
第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、各監査役の同意を得て、この期間をさらに短縮することができる。	(削除)
(監査役会規則)	(削除)
第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削除)
(監査役の報酬等)	(削除)
第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</p>	<p>(削除)</p>
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第33条 当社は、監査等委員会を置く。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、各監査等委員の同意を得て、この期間をさらに短縮することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第42条 } (条文省略)</p> <p>第44条</p>	<p>第36条 } (現行どおり)</p> <p>第38条</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第46条 } (条文省略)</p> <p>第49条</p>	<p>第40条 } (現行どおり)</p> <p>第43条</p>
(新設)	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. 当社は、2021年6月開催の第98期定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる。</p> <p>2. 2021年6月開催の第98期定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）6名の選任をお願いいたします。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

なお、取締役候補者に関しましては、指名委員会（任意）への諮問を経て、取締役会において決定しております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	みやじ 道建 臣 宮 道 建 臣	再任 代表取締役社長兼社長執行役員	17回/17回 (100%)
2	まえだ かず ひと 仁 前 田 一 仁	再任 代表取締役兼専務執行役員	17回/17回 (100%)
3	みよ代 まさ のぶ 伸 美 代 眞 伸	再任 取締役兼常務執行役員	13回/13回 (100%)
4	やまうち かず よし 美 山 内 一 美	新任 執行役員川崎事業所長兼大師工場長兼川崎事業所業務部長	-
5	うなみ しん ごと 吾 宇 波 信 吾	新任 社外 独立役員 -	-
6	はやし いづみ 林 いづみ	新任 社外 独立役員 監査役	13回/13回 (100%)

候補者番号

1

みやじ たけお
宮道建臣
(1956年1月12日生)

再任

- 所有する当社の株式の数
19,200株
- 取締役会への出席状況
17回/17回 (100%)
- 取締役在任期間(本総会終結時)
10年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月 当社入社
2010年 6月 同執行役員、人事・総務部長
2011年 6月 同取締役兼常務執行役員、人事・総務部長
2012年 6月 同取締役兼常務執行役員、人事・総務部長
2012年 12月 同取締役兼常務執行役員
2018年 6月 同代表取締役社長兼社長執行役員(現職)

取締役候補者とした理由

宮道建臣氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

まえだ かずひと
前田一仁
(1956年11月1日生)

再任

- 所有する当社の株式の数
16,200株
- 取締役会への出席状況
17回/17回 (100%)
- 取締役在任期間(本総会終結時)
10年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2010年 6月 同執行役員、DDS事業部長
2011年 6月 同取締役兼執行役員、DDS事業部長
2012年 6月 同取締役兼常務執行役員、DDS事業部長
2013年 6月 同取締役兼常務執行役員
2016年 6月 同取締役兼常務執行役員、防錆部門長
2020年 6月 同代表取締役兼専務執行役員(現職)

取締役候補者とした理由

前田一仁氏は、長年にわたり当社の経営に携わっており、海外研究機関での業務を含む豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

みよまさのぶ
美代眞伸

(1961年1月4日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数

5,100株

■ 取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

■ 取締役在任期間(本総会終結時)

1年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
2005年 6月 同油化事業部営業本部第2機能材営業部長
2008年 4月 同油化事業部油化営業本部産業機能材営業部長
2010年 6月 同油化事業部油化営業本部長
2014年 4月 同油化事業部長
2014年 6月 同執行役員、油化事業部長
2018年 6月 同常務執行役員、油化事業部長
2020年 6月 同取締役兼常務執行役員、油化事業部長
2021年 4月 同取締役兼常務執行役員 (現職)

取締役候補者とした理由

美代眞伸氏は、当社で機能化学品事業とライフサイエンス事業の経営に携わっており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

やまうちかずよし
山内一美

(1963年12月27日生)

新任

■ 所有する当社の株式の数

2,613株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
2009年 8月 同川崎事業所千鳥工場製造部長
2014年 6月 同尼崎工場技術部長
2016年 2月 同衣浦工場長
2019年 6月 同川崎事業所長兼大師工場長兼川崎事業所業務部長
2020年 6月 同執行役員川崎事業所長兼大師工場長兼川崎事業所業務部長 (現職)

取締役候補者とした理由

山内一美氏は、当社で製造、技術等の業務に携わっており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

う なみ しん ご
宇波 信吾
 (1957年11月27日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社の株式の数
 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 安田信託銀行株式会社（現みずほ信託銀行株式会社）入社
 2008年 4月 みずほ信託銀行株式会社執行役員、人事部長
 2009年 4月 同執行役員、名古屋支店長（2011年4月同執行役員、名古屋支店長退任）
 2011年 4月 平成ビルディング株式会社専務執行役員（2013年3月同専務執行役員退任）
 2013年 4月 株式会社みずほトラストシステムズ取締役副社長（2018年4月同取締役副社長退任）
 2018年 4月 みずほ企業年金基金専務理事（2021年4月同専務理事退任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宇波信吾氏は、金融界における豊富な経験と高い見識・能力を有しています。また、複数の会社の経営を担うなど、企業経営に関し幅広い経験と知見を有しています。上記の理由から今後、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の職務を果たしていただけると判断し、社外取締役候補者となりました。

独立性に関する考え方

宇波信吾氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。

宇波信吾氏は、過去、当社の取引銀行であるみずほ信託銀行株式会社の業務執行者でありましたが、2021年3月期における当社の金融機関からの借入総額は、総資産額3.7%と低く、また、当社は複数の金融機関と継続的に取引を行っており、特定の金融機関に依存していないことから、同行と当社との取引関係は、当社の業務執行の決定に対して、「主要な取引先」の該当基準である子会社・関連会社と同程度の影響を与えうるものではありません。

候補者番号

6

はやし

林 いづみ

(1958年8月20日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

- 所有する当社の株式の数
0株
- 取締役会への出席状況
13回／13回 (100%)
- 監査役在任期間(本総会最終時)
1年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 名古屋地方検察庁検事
1987年 3月 弁護士登録(東京弁護士会)、ローガン・高島・根本法律事務所入所
1993年 3月 永代総合法律事務所パートナー
2013年 11月 株式会社海外需要開拓支援機構取締役(2017年6月退任)
2015年 1月 桜坂法律事務所パートナー(現職)
2015年 6月 生化学工業株式会社取締役(2019年6月退任)
2019年 8月 株式会社ウェザーニューズ監査役(現職)
2020年 6月 当社監査役(現職)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

林いづみ氏は、弁護士として企業法務に精通しているほか、知的財産や企業コンプライアンス等に関する高度な知見を有しており、当該観点から取締役会において積極にご発言いただくなど、当社の社外監査役として業務執行に対する監査・監督等適切な役割を果たしていただきました。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から今後、専門的知見に基づき当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の職務を果たしていただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。

独立性に関する考え方

林いづみ氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。
林いづみ氏は、桜坂法律事務所のパートナーであります。同法律事務所と当社との間に顧問関係その他の法律事務の委任関係はありません。過去3年間において、当社の同法律事務所への支払い実績はありません。

(注) 林いづみ氏の戸籍上の氏名は坂本いづみ氏であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在林いづみ氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき監査役として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。宇波信吾、林いづみの両氏が取締役を選任された場合、両氏との間で同様の内容の責任限定契約を締結する予定です。
3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役または監査役がその業務につき行った行為または不作為に起因して株主または第三者から損害賠償請求をされた場合に、それによって当該取締役または監査役が被る損害が填補されます。各候補者が取締役を選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	みやざきつねはる 宮崎恒春	新任 常務執行役員DDS事業部長	-
2	いとうくにみつ 伊藤邦光	新任 社外 独立役員 取締役	13回/13回 (100%)
3	さがらゆりこ 相良由里子	新任 社外 独立役員 -	-
4	みうらけいいち 三浦啓一	新任 社外 独立役員 -	-

候補者番号

1

みやざきつねはる
宮崎恒春
(1958年1月26日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月 当社入社
2007年 3月 同油化事業部油化営業本部活性剤関連営業部長
2012年 1月 同尼崎工場長
2013年 6月 同ライフサイエンス事業部長
2014年 6月 同執行役員ライフサイエンス事業部長
2016年 6月 同執行役員DDS事業部長
2019年 6月 同常務執行役員DDS事業部長（現職）

監査等委員である取締役候補者とした理由

■ 所有する当社の株式の数
5,100株

宮崎恒春氏は、ライフサイエンス分野にかかる事業および工場運営等の業務に携わっており、豊富な経験と幅広い識見をもとに、監査・監督機能の強化が期待されるため、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

いとうくにみつ
伊藤邦光
(1958年8月18日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

- 所有する当社の株式の数
800株
- 取締役会への出席状況
13回／13回 (100%)
- 取締役在任期間(本総会終結時)
1年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 10月 アーサーヤング公認会計士共同事務所 (1986年監査法人朝日新和会社 (現有限責任
あずさ監査法人) と合併) 入社
1989年 3月 公認会計士登録
2009年 5月 同 パートナー (2017年6月同監査法人退職)
2017年 5月 税理士登録
2017年 7月 潮来克士公認会計士税理士事務所入所 (2018年11月同事務所退職)
2018年 12月 伊藤会計事務所代表 (現職)
2020年 6月 当社取締役 (現職)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

伊藤邦光氏は、会計税務に精通しており、当該観点から取締役会において積極にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただきました。また、報酬委員会の委員長および指名委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、積極的に意見を述べていただきました。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から今後、専門的知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する考え方

伊藤邦光氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。

伊藤邦光氏は、伊藤会計事務所の代表であります。同会計事務所と当社との間に顧問関係その他の会計税務の委任関係はありません。当社の同会計事務所への支払い実績はありません。

候補者番号

3

さがら ゆりこ
相良 由里子
(1974年9月6日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2001年 10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）、中村合同特許法律事務所入所
2005年 8月 弁理士登録
2010年 2月 米国ニューヨーク州弁護士登録
2013年 1月 中村合同特許法律事務所パートナー（現職）
2019年 6月 株式会社東京精密監査等委員である取締役（現職）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

相良由里子氏は、弁護士として高い専門性とグローバルな知見を持ち、また弁理士として知的財産に関する深い見識を有しています。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から今後、専門的知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する考え方

相良由里子氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。

相良由里子氏は、中村合同特許法律事務所のパートナーであります。同法律事務所と当社との間に顧問関係はありません。当社の同法律事務所への支払い実績は過去3年間の平均で約30万円です。

(注) 相良由里子氏の戸籍上の氏名は早川由里子氏であります。

候補者番号

4

み うら けい いち

三浦 啓一

(1956年11月13日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月 小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社
2012年 4月 太平洋セメント株式会社中央研究所長
2013年 6月 同 執行役員
2016年 4月 同 常務執行役員
2016年 6月 同 取締役兼常務執行役員
2019年 4月 同 取締役兼専務執行役員
2020年 4月 同 取締役（2020年6月同取締役退任）
2020年 6月 東ソー株式会社取締役（現職）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

三浦啓一氏は、太平洋セメント株式会社の経営に携わり、研究企画等に関し豊富な経験と高い見識・能力を有しています。また、化学業界で社外取締役を務めており、幅広い経験と知見を有しています。上記の理由から今後、経営者としての豊富な経験と高度な技術的知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

独立性に関する考え方

三浦啓一氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。

三浦啓一氏は、過去、太平洋セメント株式会社の業務執行者でありましたが、同社と当社との間に取引関係はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在伊藤邦光氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき取締役として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。宮崎恒春、伊藤邦光、相良由里子、三浦啓一の4氏が監査等委員である取締役に選任された場合、4氏との間で同様の内容の責任限定契約を締結する予定です。
3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役または監査役がその業務につき行った行為または不作為に起因して株主または第三者から損害賠償請求をされた場合に、それによって当該取締役または監査役が被る損害が填補されます。宮崎恒春、伊藤邦光、相良由里子、三浦啓一の4氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。以下「社外役員」と総称する。）の独立性に関する判断基準を次のとおり定める。社外役員候補者の選定にあたっては、会社法および東京証券取引所が定める基準に加え、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たす候補者を選定するものとする。

社外役員が次のいずれの項目にも該当しない場合、独立性を有すると判断する。

- (1) 当社グループを主要な取引先とする者（直近事業年度におけるその者の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。）またはその業務執行者（注1）
- (2) 当社グループの主要な取引先（直近事業年度における当社の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者をいう。）またはその業務執行者（注1）
- (3) 当社グループの主要な借入先（直近事業年度における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。）またはその業務執行者（注1）
- (4) 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者をいう。）またはその業務執行者（注1）
- (5) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- (6) 当社グループから役員報酬以外に、多額（注2）の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、税理士、コンサルタント等
- (7) 当社グループから多額（注2）の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者（注1）
- (8) 当社グループの業務執行取締役（注3）、常勤監査等委員または常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合における、当該他の会社の業務執行者（注1）
- (9) 過去3年間において、上記（1）から（8）までのいずれかに該当していた者

注1：業務執行者とは、会社法施行規則に定める業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役および使用人を含む。

注2：多額とは、過去3事業年度の平均で個人の場合は1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超える額をいう。

注3：業務執行取締役とは、会社法に定める業務執行取締役をいい、代表取締役および業務を執行する取締役をいう。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第83期定時株主総会において、年額360百万円以内（使用人分給与を含まない）とご承認いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額、当社の財務状況および経済情勢等諸般の事情を考慮し、年額360百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内。なお、使用人分給与を含まない）とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名（うち社外取締役2名）となります。

取締役の報酬は、当社経営理念に基づき、持続的成長と中長期的な企業価値向上を促進し、適切な報酬水準により業績等の成果に報いるものとし、また、その決定は公正で透明性のあるプロセスを経て行うものとした、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に照らし、本議案は必要かつ合理的な内容となっていることから、相当であるものと考えております。また、本議案の内容は、過半数を社外取締役で構成する報酬委員会の審議を経ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額80百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

当社と同業または同規模の国内企業を主なベンチマークとしつつ、昨今の監査等委員の職責の増大、当社の財務状況、経済情勢等諸般の事情を踏まえたものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2019年6月27日開催の第96期定時株主総会において当社の執行役員を兼務する取締役（社外取締役を除きます。）および役付執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役（社外取締役を除きます。）に対する本制度にかかる報酬枠を廃止し、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、原決議同様、当社の執行役員を兼務する取締役および役付執行役員（以下「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価変動リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。これは、取締役の報酬は、当社経営理念に基づき、持続的成長と中長期的な企業価値向上を促進し、適切な報酬水準により業績等の成果に報いるものとし、また、その決定は公正で透明性のあるプロセスを経て決定するとした、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。なお、本議案の内容は、過半数を社外取締役で構成する報酬委員会の審議を経ております。

本議案は、第5号議案としてご承認をお願いしております、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

2.本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規則に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任後となります。

(2) 本制度の対象者

執行役員を兼務する取締役および役付執行役員（社外取締役および監査等委員である取締役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2019年8月から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規則の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2020年3月末日で終了した事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下、当該4事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「次期以降対象期間」といいます。また、当初対象期間と次期以降対象期間をあわせて「対象期間」といいます。）およびその後の各次期以降対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、180百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式52,700株を取得しております。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として次期以降対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、6万株を上限とし、次期以降対象期間につきましては、4万5千株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規則に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は1万2千ポイントを上限とし、役付執行役員と合算し付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は1万5千ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、ご参考として、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（1万5千株）に2021年4月30日の終値5,780円を乗じた場合、約87百万円となります。

また、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（1万2千株）の発行済株式総数（2021年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.014%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規則に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

ただし、役員株式給付規則に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。また、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会または取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役等が受ける報酬等の額は、対象事業年度の業績達成度等を勘案して定まる数のポイントの合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規則の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規則の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以 上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、外出自粛などによる個人消費の減少や世界経済の下振れによる輸出の減少など、景気悪化が顕著となりましたが、第2四半期から一部で生産や輸出などは持ち直しの動きがみられました。

海外経済におきましても、感染症の拡大にともなう各種制限により経済活動が減速しました。いち早く経済活動を再開した中国や、大規模な経済政策を推進した米国などでは景気が回復に向かっているものの、変異型ウイルスがまん延している国・地域もあり、経済の先行きは不透明で厳しい状況にありました。

当社グループを取り巻く事業環境は、国内におけるインバウンド需要の消失や自動車生産の落ち込みなどによる世界的な景気減速の影響を受けて、極めて厳しい状況にありましたが、期末にかけてヘルスケア分野や自動車分野での需要回復の動きがみられました。

このような事業環境下、当社グループは「挑戦と協創」を基本方針として掲げ、当事業年度を初年度とする3ヵ年計画「2022中期経営計画」の課題である「成長市場への事業拡大」「新製品・新技術開発の加速」「社内外との連携強化」「生産性の向上」「CSR活動の推進」に取り組み、高機能・高付加価値製品による新市場開拓と拡販ならびに生産コストの低減に努め、持続的成長に向けた経営努力を積み重ねてまいりました。

新製品・新技術開発の加速においては、研究本部内に新規事業開発室を設置して新規事業の創出に取り組むとともに、国内外において共同研究により研究テーマを拡充するなど社内外との連携も強化いたしました。また生産性の向上では、機能化学品事業やライフサイエンス事業における生産能力増強や、効率化投資を推進してまいりました。

以上のような経営努力を積み重ねてまいりました結果、当期の連結売上高は、1,726億4千5百万円と前期比4.6%の減収、連結営業利益は、266億2百万円と前期比1.0%の減益となりましたが、連結経常利益は、288億7千万円と前期比0.1%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、233億2百万円と前期比10.2%の増益となりました。

以下、各事業セグメントの概況についてご説明申し上げます。

【機能化学品事業】

脂肪酸誘導体は、環境エネルギー関連の需要が低調に推移し、売上高は減少しました。

界面活性剤は、トイレタリー関連の需要が期末にかけて回復し、売上高は前期並みとなりました。

エチレンオキサイド・プロピレンオキサイド誘導体は、塗料向けや合成樹脂・樹脂加工向けの需要が低調に推移し、売上高は減少しました。

有機過酸化物は、国内およびアジアでの需要が低調に推移し、売上高は減少しました。

特殊防錆処理剤は、欧米での自動車関連の需要が低調に推移し、売上高は減少しました。

これらの結果、機能化学品事業の連結売上高は、1,098億2千2百万円（前期比6.4%減）、連結営業利益は、156億5千5百万円（前期比10.9%減）となりました。

【ライフサイエンス事業】

食用加工油脂は、製菓・製パン用機能性油脂の需要が低調に推移し、売上高は減少しました。

機能食品関連製品は、売上高は減少しました。

生体適合性素材は、MPC（2-メタクリロイルオキシエチルホスホリルコリン）関連製品の需要が好調に推移し、売上高は増加しました。

DDS（ドラッグ・デリバリー・システム:薬物送達システム）医薬用製剤原料は、欧米への出荷が好調で、売上高は増加しました。

これらの結果、ライフサイエンス事業の連結売上高は、312億3千2百万円（前期比2.8%増）、連結営業利益は、103億1千万円（前期比21.9%増）となりました。

【化薬事業】

産業用爆薬類は、売上高は前期並みとなりました。

宇宙関連製品は、ロケット向け製品の出荷が減少し、売上高は減少しました。

防衛関連製品は、売上高は前期並みとなりました。

機能製品は、売上高は減少しました。

これらの結果、化薬事業の連結売上高は、300億7千8百万円（前期比5.5%減）、連結営業利益は、製品構成の影響により、20億3千6百万円（前期比6.3%増）となりました。

【その他の事業】

その他の事業は、運送事業および不動産事業から構成されております。その連結売上高は、15億1千1百万円（前期比5.1%増）、連結営業利益は、2億2千8百万円（前期比10.0%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

国内経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立が図られることで雇用や所得環境の改善が進み、感染症拡大前の経済水準に回復しつつあります。世界経済においても、感染症に対するワクチン普及や各国の経済政策の効果により、国や地域による差はあるものの、徐々に回復に向かうと見込まれます。しかしながら、変異株の影響に加え、米中対立長期化によるサプライチェーンの不安定化や原燃料価格の上昇への懸念もあり、先行きは不透明な状況が継続するものと想定されます。

このような情勢下、当社グループは、目指す3分野「ライフ・ヘルスケア」「電子・情報」「環境・エネルギー」において、市場ニーズの変化に柔軟に対応し、独創性のある製品を国内外の市場に提供できる機能材メーカーとして、人と化学の力で新たな価値を創造し、すべてのステークホルダーの皆様の信頼にお応えし続けることで、安心して豊かな社会の実現に向けて挑戦してまいります。

本年度も引き続き、2020年度を初年度とする3ヵ年計画「2022中期経営計画」における基本方針「挑戦と協創」に沿って、「成長市場への事業拡大」「新製品・新技術開発の加速」「社内外との連携強化」「生産性の向上」「CSR活動の推進」の各課題に取り組んでまいります。

成長市場への事業拡大においては、目指す3分野における積極的な戦略投資を実行してまいります。新製品・新技術開発の加速においては、昨年、研究本部内に設置した新規事業開発室において、再生医療など先端医薬医療関連素材の事業化に取り組むとともに、新規事業領域の拡大に努めてまいります。

生産性向上の取り組みでは、高機能・高付加価値製品の製造能力増強や、AI技術などを応用した材料開発手法であるマテリアルズ・インフォマティクスによる研究開発の促進などへの効率化投資にも積極的に取り組みます。

CSR活動の推進においては、SDGsを含むESG（環境・社会・ガバナンス）の観点からCSR活動を見直し、外部ステークホルダーのご意見・評価をもとに、最終的に11項目のマテリアリティを特定いたしました。これを「豊かで持続可能な社会実現のための新たな価値の提供」「事業基盤の強化」「レスポンシブル・ケア活動の推進」の3つに大別して主管部門を決めるとともに、項目毎に目標（KPI）を設定し、取り組みを推進しております。「豊かで持続可能な社会実現のための新たな価値の提供」では、先進医療・医薬、人の健康・アンチエイジング、環境負荷の低減、資源循環、スマート社会など、さまざまな要請に貢献するため、目指す3分野に当社の独自技術・素材を活かした製品供給を目指してまいります。「事業基盤の強化」では、低採算事業の見直しなどによる収益力の強化、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指した働き方改革の推進、価値観の多様性を受け入れる企業風土作り、レジリエンスを向上させる事業継続計画の充実などを図ってまいります。「レスポンシブル・ケア活動の推進」では、地球温暖化対応に向けた施策の検討、化学物質の管理などの取り組みを一層深化してまいります。

当社グループは、持続可能な社会実現へ貢献するため、これらの課題への取り組みを遂行し、さらなる事業革新を進め、国際競争力のある強靱な企業体質を築いてまいります。

新型コロナウイルス感染症に対しては、グループ社員ならびに関係者の皆様の安全確保を最優先に、感染拡大の防止に努めてゆくとともに、収束後の社会・経済情勢を見極めながら適切な事業運営に最大限努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中における当社グループの設備投資の総額は、84億円であり、完成および継続中の主要な設備は次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

事業所名・会社名	事業の種類別 セグメントの名称	設備内容
当 社		
衣 浦 工 場	機 能 化 学 品 事 業	環境設備の増強
尼 崎 / 衣 浦 工 場	機 能 化 学 品 事 業	機能化学品製造設備の増強

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

事業所名・会社名	事業の種類別 セグメントの名称	設備内容
当 社		
本 社	全 社 (共 通)	福利厚生設備の更新
尼 崎 工 場	機 能 化 学 品 事 業	環境設備の増強
尼 崎 工 場	機 能 化 学 品 事 業	機能化学品製造設備の増強
千 鳥 工 場	機 能 化 学 品 事 業	機能化学品製造設備の増強
D D S 工 場	ラ イ フ サ イ エ ン ス 事 業	ライフサイエンス製品製造設備の増強
武 豊 工 場	化 薬 事 業	火薬・加工品製造設備の増強

③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失 該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況

区 分		第95期 (17/4~18/3)	第96期 (18/4~19/3)	第97期 (19/4~20/3)	第98期 (20/4~21/3)
営業成績	売上高 (百万円)	179,935	189,152	180,917	172,645
	営業利益 (百万円)	25,816	28,442	26,874	26,602
	経常利益 (百万円)	27,430	30,099	28,830	28,870
	親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	19,913	22,034	21,140	23,302
	1株当たり当期純利益 (円)	230.96	259.29	251.72	280.49
財産の状況	総資産 (百万円)	235,874	244,533	235,248	271,536
	純資産 (百万円)	169,572	178,285	178,716	203,516
	1株当たり純資産 (円)	1,980.14	2,108.77	2,140.98	2,448.60
会社数	連結子会社	25	24	24	25
	持分法適用会社	0	0	0	0

- (注) 1. 売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産および純資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第95期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。
4. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第96期の期首から適用しており、第95期に係る財政状態については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

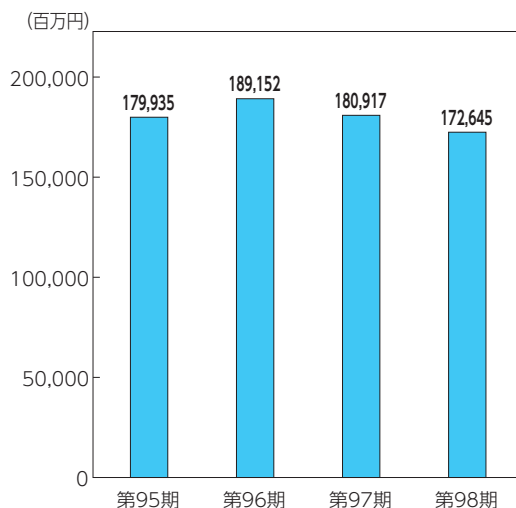
② 当社の財産および損益の状況

区 分		第95期 (17/4~18/3)	第96期 (18/4~19/3)	第97期 (19/4~20/3)	第98期 (20/4~21/3)
営業成績	売上高 (百万円)	125,333	130,943	122,371	119,168
	営業利益 (百万円)	20,018	21,396	19,636	20,090
	経常利益 (百万円)	22,943	24,759	23,071	24,196
	当期純利益 (百万円)	17,531	18,869	18,308	21,495
	1株当たり当期純利益 (円)	203.34	222.04	218.00	258.74
財産の状況	総資産 (百万円)	204,397	210,018	201,890	233,654
	純資産 (百万円)	137,014	143,356	142,251	162,277
	1株当たり純資産 (円)	1,607.27	1,703.19	1,711.62	1,959.45

- (注) 1. 売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、総資産および純資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第95期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。
4. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第96期の期首から適用しており、第95期に係る財政状態については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

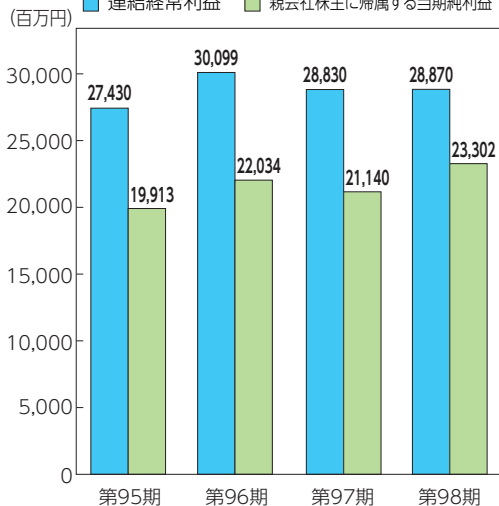
連結業績の推移

●連結売上高の推移



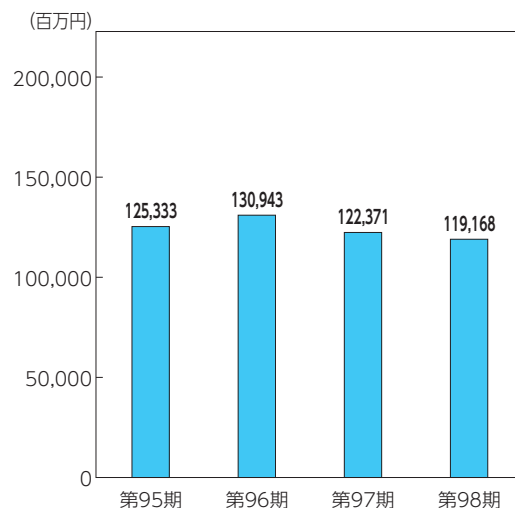
●連結経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益の推移

■ 連結経常利益 ■ 親会社株主に帰属する当期純利益



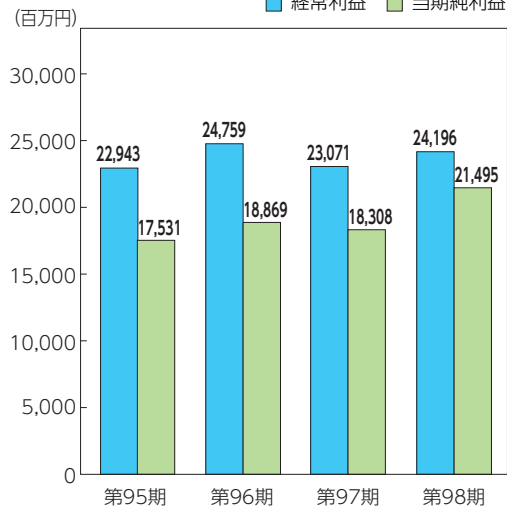
単体業績の推移

●売上高の推移



●経常利益および当期純利益の推移

■ 経常利益 ■ 当期純利益



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本工機株式会社	2,000百万円	95.0%	防衛用装備品、産業用爆薬、火工品、防犯用関連商品の製造販売
日油技研工業株式会社	1,478百万円	100.0%	温度管理用示温材、医療滅菌用資材、建設資材、電設器材、ロケット用火工品、化工材、海洋機器の製造販売
北海道日油株式会社	220百万円	100.0%	産業用火薬類、凍結防止剤の製造販売
NOFメタルコーティングス株式会社	186百万円	100.0%	特殊防錆処理剤の製造販売
株式会社ジャペックス	100百万円	70.0% (間接保有25.0%を含む)	産業用火薬類の販売
日油商事株式会社	60百万円	100.0%	塗料・建材、食用加工油脂、健康食品の販売および損害保険代理業
油化産業株式会社	44百万円	100.0%	油脂製品、有機過酸化物、化成品、界面活性剤、金属油剤、化粧品・石鹼基剤、医薬品関連商品の販売
常熟日油化工有限公司	156,852千元	100.0%	脂肪酸誘導体、有機過酸化物の製造販売
PT. エヌ・オー・エフ・マス・ケミカル・インダストリーズ	17,500千米ドル	89.6%	有機過酸化物の製造販売
NOFメタルコーティングス・ヨーロッパS.A.	3,000千ユーロ	100.0%	特殊防錆処理剤の製造販売
エヌ・オー・エフ・アメリカ・コーポレーション	100米ドル	100.0%	化学品等の輸出入および販売
日油(上海)商貿有限公司	12,794千元	100.0%	化学品等の輸出入および販売
エヌ・オー・エフ・ヨーロッパ GmbH	25千ユーロ	100.0%	化学品等の輸出入および販売

(注) 1. 資本金は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

③ 企業結合の経過

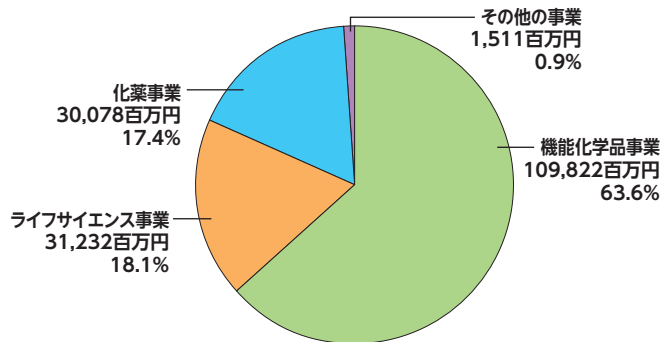
当社の連結子会社は、前記②の重要な子会社の状況に記載の13社を含む25社であり、持分法適用会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループの事業およびその主要製品は、次のとおりであります。

事業内容	主要製品
機能化学品事業	脂肪酸、脂肪酸誘導体 界面活性剤 エチレンオキサイド・プロピレンオキサイド誘導体 有機過酸化化物 石油化学品（ポリブテン等） 機能性ポリマー 電子材料（液晶表示関連材料等） 特殊防錆処理剤
ライフサイエンス事業	食用加工油脂 機能食品関連製品（医療栄養食、健康関連製品） 生体適合性素材（MPCポリマー、MPCモノマー等） DDS医薬用製剤原料（活性化PEG、脂質、医薬用界面活性剤）
化 薬 事 業	産業用爆薬類 宇宙関連製品 防衛関連製品 機能製品
そ の 他 の 事 業	運送 不動産

●第98期 事業セグメント別売上高



(8) 主要な営業所および工場

① 当 社

本 社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
支 社 ・ 支 店	大 阪 支 社 (大阪府大阪市北区) 名 古 屋 支 店 (愛知県名古屋市中村区) 福 岡 支 店 (福岡県福岡市中央区)
工 場	川 崎 事 業 所 (千鳥工場・大師工場・DDS工場) (神奈川県川崎市川崎区) 愛 知 事 業 所 (武豊工場・衣浦工場) (愛知県知多郡武豊町) 尼 崎 工 場 (兵庫県尼崎市) 大 分 工 場 (大分県大分市)
研 究 所	先端技術研究所 (茨城県つくば市) 油化学研究所 (兵庫県尼崎市・神奈川県川崎市川崎区) 化 成 研 究 所 (愛知県知多郡武豊町) 食 品 研 究 所 (神奈川県川崎市川崎区) ライフサイエンス研究所 (神奈川県川崎市川崎区) DDS研究所 (神奈川県川崎市川崎区)

② 子 会 社

日 本 工 機 株 式 会 社	本社	東京都港区
日 油 技 研 工 業 株 式 会 社	本社	埼玉県川越市
北 海 道 日 油 株 式 会 社	本社	北海道美唄市
NOFメタルコーティングス株式会社	本社	神奈川県川崎市川崎区
株 式 会 社 ジ ャ ペ ッ ク ス	本社	東京都港区
日 油 商 事 株 式 会 社	本社	東京都渋谷区
油 化 産 業 株 式 会 社	本社	東京都渋谷区
常 熟 日 油 化 工 有 限 公 司	本社	中華人民共和国
PT. エヌ・オー・エフ・マス・ケミカル・インダストリーズ	本社	インドネシア共和国
NOFメタルコーティングス・ヨーロッパ S.A.	本社	フランス共和国
エヌ・オー・エフ・アメリカ・コーポレーション	本社	アメリカ合衆国
日 油 (上 海) 商 貿 有 限 公 司	本社	中華人民共和国
エヌ・オー・エフ・ヨーロッパ GmbH	本社	ドイツ連邦共和国

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
3,755名	37名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 上記のほか、臨時従業員183名が在籍しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,715名	40名増	43.4歳	18.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、社外から当社への出向者13名を含んでおります。
2. 上記のほか、臨時従業員59名、出向者120名が在籍しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,100
みずほ信託銀行株式会社	700
農林中央金庫	700

百万円

(注) 借入額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 347,000,000株
(2) 発行済株式の総数 82,869,274株 (自己株式1,972,102株を除き、株式給付信託(BBT)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式51,400株(議決権の数514個)を含みます。なお、当該議決権514個は、議決権不行使となっております。)
(3) 株主数 12,545名 (前期末比260名減)
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,984	12.04
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,575	5.52
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	3,145	3.79
明治安田生命保険相互会社	3,128	3.77
株式会社みずほ銀行	2,889	3.48
日油親栄会	1,937	2.33
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	1,749	2.11
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1,453	1.75
日油共栄会	1,354	1.63
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,202	1.45

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式1,972,102株を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	1,300株	2名
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長 ※	宮 道 建 臣	
代 表 取 締 役 ※	前 田 一 仁	
取 締 役 ※	井 上 賢 吾	
取 締 役 ※	坂 橋 秀 明	
取 締 役 ※	美 代 眞 伸	
社 外 取 締 役	有 馬 康 之	一般財団法人保安通信協会理事長
社 外 取 締 役	伊 藤 邦 光	伊藤会計事務所代表
常 勤 監 査 役	加 藤 一 成	
社 外 監 査 役	田 中 慎一郎	
社 外 監 査 役	田 原 良 逸	
社 外 監 査 役	林 　　いづみ	桜坂法律事務所パートナー、 株式会社ウェザーニューズ監査役

- (注) 1. 取締役有馬康之および伊藤邦光の両氏は、会社法に定める社外取締役であります。
 2. 監査役田中慎一郎、田原良逸および林いづみの3氏は、会社法に定める社外監査役であります。
 3. 監査役田中慎一郎氏は、金融機関で長年勤務した経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 4. 監査役田原良逸氏は、金融機関で長年勤務した経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 一般財団法人保安通信協会と当社との間に特別の関係はありません。
 6. 当社は、取締役有馬康之、取締役伊藤邦光、監査役田中慎一郎、監査役田原良逸および監査役林いづみの5氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員に指定しております。
 7. ※印を付した取締役は、執行役員を兼任しております。
 8. 2020年6月26日開催の第97期定時株主総会終結の時をもって、監査役林俊行氏は辞任により退任いたしました。
 9. 当社では、執行役員制度を導入しております。当期末における執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
社長執行役員	宮 道 建 臣	
専務執行役員	前 田 一 仁	防錆部門、経営企画部門、人事・総務部門管掌
常務執行役員	石 黒 秀 史	化薬事業部長
常務執行役員	井 上 賢 吾	設備・環境安全統括室長
常務執行役員	榎 本 裕 之	研究本部長
常務執行役員	坂 橋 秀 明	経理部門、資材部門、システム部門管掌
常務執行役員	宮 崎 恒 春	DDS事業部長、ライフサイエンス部門管掌
常務執行役員	美 代 眞 伸	油化事業部長、化成部門、食品部門管掌
執行役員	石 垣 良 一	経営企画室長
執行役員	梅 原 尚 也	化成事業部長
執行役員	数 見 保 彦	人事・総務部長
執行役員	齊 藤 学	食品事業部長
執行役員	田 淵 信 太 郎	内部統制室長
執行役員	古 川 英	資材部長
執行役員	山 内 一 美	川崎事業所長 兼 大師工場長 兼 川崎事業所業務部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および監査役の全員との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役および監査役の全員であり、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である取締役または監査役がその業務につき行った行為または不作為に起因して株主または第三者から損害賠償請求をされた場合に、それによって当該取締役または監査役が被る損害が填補されます。ただし、違法であることを認識しながら行った行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	
				賞与	株式報酬
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	248百万円 (17百万円)	164百万円 (17百万円)	72百万円 (一)	11百万円 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	43百万円 (16百万円)	43百万円 (16百万円)	—	—
計 (うち社外役員)	15名 (6名)	292百万円 (34百万円)	208百万円 (34百万円)	72百万円 (一)	11百万円 (一)

- (注) 1. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まれておりません。
 2. 上記支給額には、当事業年度中に退任した取締役3名および監査役1名の報酬を含んでおります。
 3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第83期定時株主総会において年額360百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
 4. 執行役員を兼務する取締役に対する業績連動型株式報酬「株式給付信託」（非金銭報酬）は、2019年6月27日開催の第96期定時株主総会の決議により2020年3月末日で終了する事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度を対象に、当社が信託に拠出する金銭の額の上限を152百万円としております。当該定時株主総会終結時点の執行役員を兼務する取締役の員数は6名です。
 5. 監査役の報酬限度額は、1988年6月29日開催の第65期定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
 6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 報酬の決定方針等

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針の決定方法

取締役に関する報酬の方針に関しては、取締役会の諮問機関として取締役会決議に基づき設置した報酬委員会の審議を経て、2019年6月26日開催の取締役会において決議しております。

イ. 決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、当社経営理念に基づき、持続的成長と中長期的な企業価値向上を促進し、適切な報酬水準により業績等の成果に報いるとの方針の下、固定報酬および賞与、株式報酬により構成し、インセンティブを持たせるため、三分の一以上の支給割合を目安とする業績に連動する報酬（賞与、株式報酬）を定めております（社外取締役に関しては固定報酬のみとなります）。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

報酬委員会は、取締役に関する報酬制度・方針に関する事項、取締役に関する具体的な報酬額の決定に当たっての算定方法に関する事項ならびに個別報酬額等につき、取締役に関する報酬の方針との整合性を含む多角的な視点での審議を行っております。取締役会はその審議内容を尊重し当該方針に沿うものであると判断しております。

なお、本報酬委員会は、独立社外取締役2名および代表取締役社長の3名で構成され、独立社外取締役が委員長に就任しています（当事業年度は、2020年5月、6月、11月および2021年1月、2月に開催）。

③ 固定報酬（取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任）

取締役の固定報酬の算定方法等は、報酬委員会で審議の上、2019年6月26日開催の取締役会で決議しております。また、当事業年度においては、取締役の個人別の固定報酬額の具体的内容の決定に関して、2020年6月26日開催の取締役会にて代表取締役社長である宮道建臣に委任する旨の決議をしております。その理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割・委嘱業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためであり、報酬委員会による審議・答申を尊重することを前提に、代表取締役社長が決定するものとしております。なお、来期においては、取締役の個人別の報酬等は、報酬委員会による審議・答申を尊重することを前提に、取締役会で決議することに変更いたします。

④ 賞与

取締役（社外取締役を除く）の賞与の算定方法等は、報酬委員会で審議の上、2019年6月26日開催の取締役会で決議しております。本賞与の算定方法は、当社グループの業績評価に関する重要指標である連結営業利益を基礎としており、報酬委員会では本算定方法および取締役（社外取締役を除く）の支給額を、每期確認しております。

⑤ 株式報酬

当社は、2019年6月27日開催の第96期定時株主総会の決議により、執行役員を兼務する取締役（社外取締役を除く）および役付執行役員（以下「取締役等」という。）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規則に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。なお、取締役等に付与されるポイントは当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイントの数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント」という。）。

なお、報酬委員会は、役位、業績達成度等を勘案する当該算定方法等を審議し、2019年6月27日開催の取締役会で決議しております。

(i) 付与ポイントの算定方法

当社グループの業績評価に関する重要指標である中期経営計画の連結営業利益を用い、その達成度等に応じて定まる業績評価係数を、役位毎に定めた役位ポイントに乗じて算出します。

(算式)

役位ポイント×業績評価係数

※業績評価係数は、業績達成度等を勘案して、0～1.5の範囲で変動します。

(ii) 給付方法

給付は取締役等の退任後とし、確定ポイントに相当する当社株式および金銭（遺族給付の場合は金銭）を給付します。

(iii) 当事業年度における中期経営計画連結営業利益達成度

2022中期経営計画の連結営業利益計画値は、290億円（当該計画最終年度）です。当事業年度の連結営業利益実績値は、266億円となり、2022中期経営計画期間の成長度に応じ算定する当事業年度の達成度は96.4%となります。

なお、報酬委員会では定められた算定方法に基づく付与ポイントを、每期確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	有馬康之	<p>当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験と高い識見に基づき、業務監査概要やガバナンス関連報告に対し、積極的に発言を行いました。</p> <p>また、指名・報酬委員会では、取締役候補者や後継人材育成プロセス等の審議、執行役員を兼務する取締役の賞与・株式報酬に関する確認、ならびに取締役会機関選択の検討に関する審議において、指名委員会委員長・報酬委員会委員として、積極的に意見を述べました。</p>
社外取締役	伊藤邦光	<p>2020年6月26日の就任後に開催された取締役会13回のすべてに出席し、会計税務等の専門的見地に基づき、業務監査概要やガバナンス関連報告に対し、積極的に発言を行いました。</p> <p>また、指名・報酬委員会では、取締役候補者や後継人材育成プロセス等の審議、執行役員を兼務する取締役の賞与・株式報酬に関する確認、ならびに取締役会機関選択の検討に関する審議において、報酬委員会委員長・指名委員会委員として、積極的に意見を述べました。</p>
社外監査役	田中慎一郎	<p>当期開催の取締役会17回および監査役会16回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験と高い識見に基づき、積極的に発言を行いました。</p>
社外監査役	田原良逸	<p>当期開催の取締役会17回および監査役会16回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験と高い識見に基づき、積極的に発言を行いました。</p>
社外監査役	林 いづみ	<p>2020年6月26日の就任後に開催された取締役会13回および監査役会11回のすべてに出席し、企業法務等の専門的見地に基づき、積極的に発言を行いました。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
① 当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	69百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	114百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と、「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。
3. 重要な子会社のうち、NOFメタルコーティングス・ヨーロッパ S.A.は、Ernst & Young Auditの監査を受けております。P.T. エヌ・オー・エフ・マス・ケミカル・インダストリーズは、Ernst & Young Purwanto, Sungkoro & Surjaの監査を受けております。
4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 非監査業務の内容

当社における英文財務諸表監査および新たに適用される会計基準に対する助言業務があります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社およびグループ会社が業務の適正を一層強固に確保できる内部統制体制

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項については、取締役会で決議する。
 - b. 取締役および使用人は、日油倫理行動規範に基づき企業倫理を遵守する。
 - c. コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの全社的推進を図る。
 - d. コンプライアンス委員会事務局は、コンプライアンスに関し、使用人が直接通報・相談できる窓口業務を担当する。なお、通報者に対して不利益な扱いはしない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に関する文書等の情報は、法令および文書取扱規則ならびに情報セキュリティ管理規則等の社内規定に基づき保存・管理する。
 - b. 取締役の職務の執行に関する電子媒体情報については、セキュリティシステムにより不正アクセスなどによる漏洩を防止する。
 - c. 取締役、監査役および取締役または監査役から指名された使用人は、いつでも文書ならびに電子媒体情報の閲覧と謄写ができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 経営リスクについては、リスク管理委員会、レスポンシブル・ケア委員会、品質管理委員会、情報セキュリティ管理委員会などの各専門委員会において分析や対応策の検討を行い、CSR委員会に報告する。CSR委員会は、コンプライアンス、情報の管理、環境・安全、リスクの網羅性の確認・評価など様々な経営リスクの集約評価を実施し、必要に応じて取締役会で審議する。
 - b. 非常事態が発生した場合は、非常事態対策規則に基づき、非常事態対策本部を設置し、人的安全を確保し、経済的損失を最小に留める体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて適宜開催し、経営および業務執行に関する重要事項について決議する。
 - b. 取締役会の決議を経るとまのない緊急を要する重要案件が発生した場合、法令・定款に違反しないかぎり、適宜対処し、次回の取締役会で承認を得る。

- c. 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、夫々の機能強化のため執行役員制度を採用する。
 - d. 取締役および使用人は、職制規則等の社内規定を遵守する。
 - e. 取締役および使用人が共有するグループ全体の目標を定め、この浸透を図ると共に、これに基づく中期経営計画を策定し、取締役会で決議する。また、年度計画については、中期経営計画を基準に策定し取締役会で決議する。
 - f. 経営判断の迅速化のため、政策会議を原則週1回開催する。
- ⑤ 当社およびグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、当社が策定した経営理念および行動指針をグループ会社に浸透させ、事業活動を推進する。また、グループ会社は当社が策定する中期経営計画の基本方針および年度方針に則して方針を策定する。
 - b. 当社は、関係会社管理規則に基づきグループ会社に対する経営管理を実施し、業務執行状況・財務状況等の報告を定期的に求める。
 - c. 当社およびグループ会社の財産や損益に多大な影響を及ぼすと判断される重要案件については、当社取締役会の承認を受ける。
 - d. 当社は、グループ会社のリスク管理に関して、関係会社管理規則に基づきモニタリング等を実施するとともに、リスク管理委員会、レスポンシブル・ケア委員会、品質管理委員会、情報セキュリティ管理委員会などの各専門委員会において分析や対応策の検討を行い、CSR委員会に報告する。CSR委員会は、コンプライアンス、情報の管理、環境・安全、リスクの網羅性の確認・評価など様々な経営リスクの集約評価を実施し、グループ会社に対し、各専門委員会を通して必要に応じて助言等を行う。
 - e. グループ会社の内、グループ業績への影響度の高い会社は、経営上の重要事項に関して、当社と協議するものとし、当社経営幹部会議に出席し、グループ全体の業績状況を把握する。
 - f. 当社は、グループ全体の効率的な業務運営に必要な情報交流の場として、毎年1回関係会社会議を開催する。
 - g. 当社は、法令違反等を未然に防止する体制として、当社およびグループ会社の使用人が直接通報・相談できる内部通報窓口を整備する。
 - h. 当社は、グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、グループ会社に対し法令・諸規定の遵守状況について報告を求め、必要に応じて助言等を行う。
 - i. 監査役は、当社およびグループ会社の業務監査を定期的実施する。
 - j. 内部統制室は、当社およびグループ会社の業務監査を定期的実施する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合、監査業務を補助するために必要な知識・能力を備えた使用人を配置する。
 - 使用人が監査役職務を補助する際には、当該使用人は、取締役および上位職位者の指示命令を受けない。
 - 監査役を補助する使用人については、当該使用人の取締役および上位職位者からの独立性と監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命・異動等、人事に関する事項の決定には、監査役の同意を必要とする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制ならびにグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告する体制その他監査役への報告に関する事項
- 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席する。
 - 当社の取締役および使用人は、取締役会・経営審議会等での決定に基づく業務執行の結果のうち、重要なものについては、監査役に報告する。
 - 当社の取締役および使用人は、重大な法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。
 - 内部統制室は、業務監査の結果について、定期的に監査役に報告する。
 - グループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。
- ⑧ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役に報告をした者に対して不利益な取扱いはしない。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還または負担した債務の弁済の請求を受けた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

- ⑩ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役は、監査役会にて定める監査役監査基準に従って監査を実施し、必要の都度、取締役と協議して監査の実効を高める。
 - b. 会計監査人は、監査計画と監査結果を定期的に監査役に対して報告する。また、監査役は必要に応じて会計監査人や当社の各部門およびグループ会社と情報交換や意見交換を行う。
 - c. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換して、相互認識と信頼を深める。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - a. 内部統制室は、当社およびグループ会社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、財務報告に関わる内部統制システムの整備および構築を行い、財務報告に関わる重要なプロセスの統制活動の強化を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施した主な取り組みは、以下のとおりであります。

(当社およびグループ会社における業務の適正の確保に関する取り組み)

当社では、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を当期に5回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規則に定められた重要項目について確認・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行っております。グループ会社は、関係会社管理規則に定められた重要な事項について、当社に対し承認申請・報告を行っております。

(コンプライアンスに関する取り組み)

コンプライアンス委員会が主導して、コンプライアンス・マニュアルをはじめとした関連規定を整備するとともに、内部通報窓口の運営、さらに当社を含む国内外のグループ会社全てにおいてコンプライアンス研修を継続しております。

当期は、個別の国・地域における法制度の特徴を踏まえた国別コンプライアンス・マニュアルの現地国言語および日本語による整備を推進し、グループ各社で共有しております。

(リスク管理に関する取組み)

リスク管理については、リスク管理委員会、レスポンシブル・ケア委員会、品質管理委員会、情報セキュリティ管理委員会などの各専門委員会が、グループ会社を含めた担当業務分野のモニタリング等を実施するとともに、結果を分析し、対応策を社長が委員長を務めるCSR委員会に報告しております。CSR委員会では、コンプライアンス、情報の管理、環境・安全、リスクの網羅性の確認・評価など様々な経営リスクの集約・評価を実施しております。

また、当期は、新型コロナウイルス感染症対応として、非常事態対策本部を設置し、事業継続に影響を与えるリスク等重要リスク管理の強化を実施しております。

(監査役監査の実効性確保に関する取組み)

監査役は、内部統制室および会計監査人と定期的な協議の場を設け、緊密な連携体制をとっております。その上で監査役は、取締役会、経営審議会、CSR委員会および各専門委員会などの重要会議への出席、支社・支店・事業所などへの往査、事業部門および関係会社に対するヒアリングなどにより監査の実効性の確保を図っております。

監査役は、取締役や社内関係部署から重要な意思決定や職務の執行状況、職務の執行に関する説明を受け、あるいはそれらに関する重要な文書の閲覧等により、必要とする情報の提供を受けており、監査役への報告は適切に行われております。

(内部統制体制の運用状況の評価)

内部統制体制は毎年見直しを実施しています。当社は、2021年4月に開催した取締役会において、内部統制体制の整備に関する方針に定める各事項について当期における運用状況进行评估しましたが、適正に運用されていることを確認しました。

連結貸借対照表 2021年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	155,176	流動負債	48,360
現金及び預金	78,669	支払手形及び買掛金	17,129
受取手形及び売掛金	39,529	電子記録債務	798
電子記録債権	2,441	短期借入金	1,570
商品及び製品	18,860	1年内返済予定の長期借入金	5,000
仕掛品	2,898	リース債務	157
原材料及び貯蔵品	10,568	未払費用	1,487
その他	2,415	未払法人税等	6,311
貸倒引当金	△205	預り金	3,801
		賞与引当金	3,391
固定資産	116,360	資産除去債務	156
有形固定資産	62,212	その他	8,553
建物及び構築物	23,951	固定負債	19,659
機械装置及び運搬具	12,322	長期借入金	3,053
土地	20,327	リース債務	164
建設仮勘定	3,291	繰延税金負債	10,625
その他	2,320	執行役員退職慰労引当金	83
無形固定資産	989	役員退職慰労引当金	0
投資その他の資産	53,158	退職給付に係る負債	4,923
投資有価証券	47,744	資産除去債務	399
長期貸付金	5	その他	411
繰延税金資産	918	負債合計	68,020
退職給付に係る資産	2,856	(純資産の部)	
その他	1,688	株主資本	179,666
貸倒引当金	△54	資本金	17,742
資産合計	271,536	資本剰余金	15,115
		利益剰余金	154,793
		自己株式	△7,984
		その他の包括利益累計額	23,121
		その他有価証券評価差額金	24,039
		為替換算調整勘定	△967
		退職給付に係る調整累計額	49
		非支配株主持分	727
		純資産合計	203,516
		負債・純資産合計	271,536

連結損益計算書 2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		172,645
売 上 原 価		115,259
売 上 総 利 益		57,385
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		30,783
営 業 利 益		26,602
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	1,191	
為 替 差 益	237	
そ の 他	1,311	2,741
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	61	
そ の 他	411	472
経 常 利 益		28,870
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	11	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5,408	5,420
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	4	
減 損 損 失	45	
固 定 資 産 除 却 損	37	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	32	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	12	
和 解 金	48	181
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		34,109
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,598	
法 人 税 等 調 整 額	195	10,794
当 期 純 利 益		23,315
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		13
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		23,302

貸借対照表 2021年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	127,410	流動負債	58,222
現金及び預金	64,560	買掛金	14,179
受取手形	72	短期借入金	700
売掛金	36,177	1年内返済予定の長期借入金	5,000
商品及び製品	12,811	未払金	5,856
仕掛品	1,290	未払費用	805
原材料及び貯蔵品	6,109	未払法人税等	5,384
前払費用	454	未払消費税等	543
短期貸付金	4,619	預り金	23,159
未収入金	1,013	賞与引当金	2,258
その他の金	323	資産除去債務	142
貸倒引当金	△21	その他	192
固定資産	106,243	固定負債	13,153
有形固定資産	41,184	長期借入金	2,950
建築物	13,619	繰延税金負債	9,221
構築物	4,239	執行役員退職慰労引当金	73
機械及び装置	8,164	資産除去債務	392
車両運搬具	49	その他	516
工具、器具及び備品	1,473		
土地	11,100	負債合計	71,376
リース資産	8		
建設仮勘定	2,529	(純資産の部)	
無形固定資産	655	株主資本	139,417
借地権	126	資本金	17,742
ソフトウェア	390	資本剰余金	15,113
リース資産	104	資本準備金	15,113
その他の金	33	利益剰余金	114,547
投資その他の資産	64,403	利益準備金	3,156
投資有価証券	44,968	その他利益剰余金	111,390
関係会社株式	12,354	固定資産圧縮積立金	3,382
関係会社出資金	2,739	別途積立金	27,800
長期貸付金	677	繰越利益剰余金	80,206
長期前払費用	234	自己株式	△7,984
前払年金費用	2,762	評価・換算差額等	22,859
その他の金	666	その他有価証券評価差額金	22,859
貸倒引当金	△0	純資産合計	162,277
資産合計	233,654	負債・純資産合計	233,654

損益計算書 2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		119,168
売 上 原 価		81,055
売 上 総 利 益		38,113
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,022
営 業 利 益		20,090
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,258	
不 動 産 賃 貸 料	310	
為 替 差 益	251	
そ の 他	705	4,525
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	85	
そ の 他	334	420
経 常 利 益		24,196
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5,408	5,409
特 別 損 失		
減 損 損 失	8	
固 定 資 産 除 却 損	27	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	32	68
税 引 前 当 期 純 利 益		29,536
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,321	
法 人 税 等 調 整 額	△279	8,041
当 期 純 利 益		21,495

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

日油株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 剣持宣昭 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 川脇哲也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日油株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

日油株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 剣持宣昭 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 川脇哲也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日油株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

日油株式会社 監査役会

常勤監査役	加藤一成	㊞
社外監査役	田中慎一郎	㊞
社外監査役	田原良逸	㊞
社外監査役	林いづみ	㊞

以上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで		
定時株主総会	6月中		
株主確定基準日	(1) 定時株主総会議決権行使株主	3月31日	
	(2) 期末配当金受領株主	3月31日	
	(3) 中間配当金受領株主	9月30日	
	(4) その他必要あるとき	あらかじめ公告して定めた日	
公告の方法	電子公告の方法により行います。 ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL (https://www.nof.co.jp/)		
単元株式数	100株		
上場取引所	株式会社東京証券取引所		
株主名簿管理人 (特別口座管理機関)	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社		

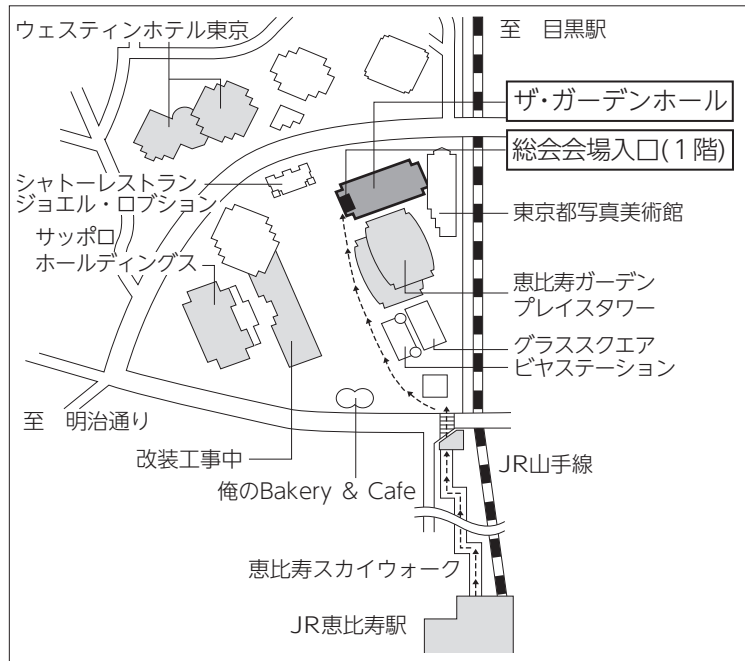
株式に関するご案内

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行 証券代行部 フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く9:00~17:00)
電話お問い合わせ先		みずほ証券 本店および全国各支店 プラネットブース (みずほ銀行内の店舗) でもお取り扱いたいします。
各種手続のお取扱 (住所変更、株主配当金受取り方法の変更等)		みずほ信託銀行 本店および全国各支店 (トラストラウンジを除く)
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行およびみずほ銀行の本店および全国各支店 (みずほ証券では取次のみとなります)	

当社は、インターネットのホームページにて、決算計算書類、決算短信など最新のIR情報を提供しております。
アドレスは、<https://www.nof.co.jp/>です。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都目黒区三田一丁目13番2号
ザ・ガーデンホール
(恵比寿ガーデンプレイス内)



(交通のご案内)

- JR：山手線・埼京線 恵比寿駅東口から徒歩約10分
東口改札出口を右折してから「恵比寿スカイウォーク（動く歩道）」をご利用ください。
- 地下鉄：日比谷線 恵比寿駅 1番出口から徒歩約15分
1番出口正面の「atr恵比寿」ビルエスカレーターで3階に上り、JR恵比寿駅東口前を通過してから「恵比寿スカイウォーク（動く歩道）」をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。